

鮫川村農地バンク制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農地の貸借及び売買における情報提供を行うことにより、農地の有効利用、担い手農家の営農規模の拡大及び新規就農の促進を図り、増加する遊休農地及び耕作放棄地の発生防止及び解消に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開示情報 貸付け又は売渡しを希望する農地の所在地、面積、現在の利用状況、地図上の位置等、希望貸付料及び希望相手等の情報で、個人が特定されないもの
- (2) 個人情報 住所、氏名及び連絡先等の情報で、個人が特定されるもの
- (3) 情報提供 個人情報を特定の相手方に知らせること。
- (4) 鮫川村農業委員会農地バンク制度 村内に存する農地であって、その所有者が貸付け又は売渡しを希望する農地について情報を公開し、農地の借受け又は買受けを希望する者に情報提供する制度（以下「農地バンク」という。）をいう。

(適用上の注意)

第3条 農地バンクに登録された農地について、農地バンク以外による農地の権利移動は妨げない。

(実施主体)

第4条 農地バンクの実施主体は、鮫川村農業委員会（以下「農業委員会」という。）とし、鮫川村農業委員会会長（以下「会長」という。）が代表する。

(農地バンクへの農地の登録)

第5条 所有する農地を農地バンクへ登録しようとする者は、鮫川村農業委員会農地バンク登録申請書（様式第1号）及び農地バンク登録カード（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認し、適切であると認めるときは鮫川村農地バンク登録農地台帳（様式第3号。以下「登録農地台帳」という。）に登録し、以後の当該農地に係る動向等を逐次、鮫川村農地バンク登録農地経過記録（様式第4号）に記載するものとする。
- 3 会長は前項の規定により登録したとき、又は第1項の申請について次条の各号のいずれかに該当するとき、若しくは該当することが判明し前項の規定による登録が適当と認められないときは、鮫川村農地バンク登録完了（却下）通知書（様式第5号）により、第1項の規定により申請した者（以下「申請者」という。）へ通知するものとする。
- 4 申請者は、第1項による申請内容に変更が生じた場合は、速やかに会長に変更内容を申し出なければならない。
- 5 登録農地台帳への登録期間は、登録農地台帳へ登録された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年間とする。ただし、再登録は妨げない。

(農地バンク登録基準)

第6条 会長は、前条第1項の規定による登録申請があった場合は、次のいずれかに該当す

る場合を除き、前条第2項により登録を認めるものとする。

- (1) 登録申請が、農地所有者等真正な権利者以外の者から行われた場合
- (2) 登録申請の対象農地にその土地を利用する権限を有する第三者がおり、その者の同意が得られる見込みがないと認められる場合
- (3) 申請者が、土地の共有持分の所有者として管理する者の場合において、過半数を超える持分の所有者からの同意がない場合
- (4) 申請者が、土地の所有者の相続人として管理する者の場合において、過半数を超える持分の相続人からの同意がない場合
- (5) 登録申請の対象農地の荒廃が進み、再生利用が不可能と判断される場合
- (6) 農地に所有権以外の権利が設定されており、貸借売買が困難であるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、会長が適当でないと判断するとき。

(農地の登録の抹消)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農地バンクに登録された農地を登録農地台帳から抹消する。

- (1) 第5条第3項の規定による登録の通知を受けた所有者等（以下「農地登録者」という。）から鮫川村農地バンク登録抹消の申出があったとき。
- (2) 当該農地に係る権利に移動があったとき。
- (3) 第5条第5項に規定する登録期間を経過したとき。
- (4) その他会長が適当でないと認めたとき。

(農地登録の終期通知)

第8条 会長は、第5条第5項に規定する農地バンクにおける農地登録期間の終了前に、登録の終期を鮫川村農地バンク登録終期通知書（様式第6号）により、農地登録者に通知するものとする。

(農地の維持管理)

第9条 農地バンクに登録した農地に関する貸借又は売買の契約が成立するまでの間、当該農地の維持管理は農地登録者が行うものとする。

(農地バンク登録情報の利用の要件)

第10条 農地バンクに登録された農地の利用を希望する者（以下「農地利用希望者」という。）は、次の各号のいずれかの要件を満たす者でなければならない。

- (1) 耕作する全ての農地を適正に管理することができ、地域と協調した農業経営又は地域活動ができる者
- (2) 新規就農者の場合は、農業経営の実務経験・研修経験等を有していると認められ、鮫川村の就農相談を受けた者

2 農地バンクの利用は、営農目的に限るものとする。

(利用申請及び通知)

第11条 農地利用希望者は、鮫川村農業委員会農地バンク利用申請書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により申請があった場合で、前条に規定する要件を満たすと認めたときは、鮫川村農地バンク利用希望者登録台帳（様式第8号。以下「希望者登録台帳」という。）に登録するものとする。

- 3 前項の規定により登録したとき、又は登録が適当と認められないときは、鮫川村農地バンク登録完了（却下）通知書（様式第5号）により農地利用希望者へ通知するものとする。
- 4 希望者登録台帳に登録された者（以下「利用登録者」という。）の登録期間は、希望者登録台帳へ登録された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年間とする。ただし、再登録は妨げない。

（利用登録の終期通知）

第12条 会長は、前条第4項に規定する農地バンクにおける利用登録期間の終了前に、登録の終期を鮫川村農地バンク登録終期通知書（様式第6号）により、利用登録者に通知するものとする。

（農地登録情報の提供及び公開）

第13条 会長は、農地の有効利用、耕作放棄地の発生防止又は解消のために有効であると認めた場合は、鮫川村へ情報提供をすることができる。

- 2 会長は、農業委員会窓口及び村ホームページ上で登録農地情報を公開する。

（農地登録者及び利用登録者への情報開示）

第14条 会長は、利用登録者が次のいずれかに該当する場合を除き、利用登録者の個人情報や希望条件等の情報を、鮫川村農地バンク利用登録者についての通知書（様式第9号）により、農地登録者へ通知するものとする。この場合において、会長は、農地登録者の個人情報を鮫川村農地バンク農地登録者についての通知書（様式第10号）により、利用登録者へ通知するものとする。

（1） 開示情報を利用して権利の設定をする農地を自ら耕作の用に供する見込みがない、又は農地法（昭和27年法律第229号）その他耕作に関する関係法令の許可を得られる見込みがない場合

（2） 過去に農地法その他関係法令に違反する行為を行う等、開示情報を利用する農地について農地として利用しないおそれがあると認められるとき。

（3） 前2号に掲げる場合のほか、会長が開示情報の提供を適当でないと認める場合

- 2 情報の開示を受けた農地登録者及び利用登録者は、前項の規定によって知り得た情報を第三者に提供してはならない。

（当事者間による契約）

第15条 農地の貸借等の契約は、農地登録者及び利用登録者の当事者間で行うものとし、農業委員会はこれに直接関与せず、また、一切の責任を負わない。

- 2 農地登録者及び利用登録者が契約後に契約内容の変更等を行う場合は、法令を遵守し、相手方との事前協議等を遅滞なく行わなければならない。
- 3 契約に関する一切のトラブル等は、当事者間で解決するものとする。

（契約その他の手続）

第16条 農地バンク制度を利用して貸借等が成立した場合は、農地登録者及び利用登録者は、速やかに農地法の許可申請その他の必要な法的手続を行わなくてはならない。

（農地転用の制限）

第17条 農地バンク制度を利用して農地を利用する者は、当該農地を農地以外に転用してはならない。

（手数料）

第18条 農地バンク制度の利用に係る手数料は、無料とする。

(委任)

第19条 この要綱に定めのない事項については、農業委員会により決定する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。